

四監査第 150 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 26 日

四国中央市監査委員 安 部 弘

四国中央市監査委員 眞 鍋 利 憲

監査結果報告書

1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象及び実施日

監査対象団体	補助金の名称	所管部局	実施日
土居町商工会	四国中央市商工会議所及び 商工会事業費補助金	経済部 産業支援課	令和8年2月16日

4 監査の範囲

主として令和6年度に執行された当該補助金に係る出納その他の事務

5 監査の期間

令和8年2月3日から2月16日まで

6 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体の当該補助金に係る出納その他の事務の執行が、補助金の目的に沿って行われているかを主眼とする。

(1) 所管部局関係

- ア 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- イ 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ウ 条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

(2) 団体関係

- ア 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 補助金の額の算定、手続等は適正か。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備や保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理及び精算報告は適正か。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

7 監査の実施内容

事務局職員は、財政援助団体及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、財政援助団体に係る事務執行等が、その目的に沿って行われているかについて、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

8 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、当該補助事業に係る出納その他の事務の執行は、補助金の目的に沿って行っており、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第16条第4項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意または改善を促したので記述を省略する。

【意見】

土居町商工会が行う小規模事業者に対する指導事業並びに商工業の振興及び安定を図るための事業に要する対象経費に対して補助金を交付している。

当団体の本事業における会計経理は出納関係帳票の整備、記帳が適正になされており、事業実績についても一定の成果を上げている。

補助金交付手続については、収支予算書及び収支決算書において、補助金交付要綱に定められている補助対象経費とそれ以外の経費が明確に分かるような記載をお願いしたい。補助金交付に係る適正な事務処理を確保するため、対象経費を正確に把握し、慎重な審査を行われたい。

当補助金は概算交付しているが、決算書によると商工会運営安定引当預金として交付決定額を上回る普通預金を保有しており、当該引当預金を一時的に取り崩すことなども検討し、概算払の妥当性について慎重に判断されたい。

土居町商工会においては、小規模事業者に対して、経営に関する相談や指導等についての取組を積極的に行われている。小規模事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続いている中、商工会が担うべき役割は大きいといえる。引き続き、会員数の一層の確保に努め、事業者に寄り添いながら、経営環境の変化を踏まえた支援を関係機関と一体となって継続し、更なる地域における商工業の振興につなげられたい。

土居町商工会

団体の概要

1 目的

地区(平成16年3月31日現在における土居町の区域)内における商工業の改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること。

2 事務所

四国中央市土居町入野 965 番地 1

3 設立

昭和 36 年 3 月 28 日 認可

4 実施事業（定款で定めている事業）

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催の斡旋を行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 愛媛県商工会連合会の委託を受けて、商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (11) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (12) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (13) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (14) 商工業者の委託を受けて、当該事業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む）を処理すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

5 組織（令和7年3月31日現在）

会 員 331 名（法定会員 310 名、特別会員 15 名、定款会員 6 名）

役 員 25 名（会長 1 名、副会長 2 名、理事 20 名、監事 2 名）

事務局 6 名（事務局長 1 名、指導係長 1 名、経営指導員 1 名、経営支援員 2 名、
相談員 1 名）

総 代 80 名

財政援助の概要

1 補助金の名称及び金額

四国中央市商工会議所及び商工会事業費補助金

令和年6度交付額 4,600,000円（6月に概算交付）

- (1) 目的 市内の商工会議所及び商工会（以下「商工会議所等」という。）が行う小規模事業者に対する指導事業並びに商工業の振興及び安定を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより地域全体の振興に寄与すること
- (2) 対象事業 ①中小企業相談所事業及び経営改善普及事業
②地域総合振興事業
③前2号に掲げるもののほか、商工会議所等の目的達成のための事業及び地域経済の活力向上等を目的に行う事業
- (3) 対象経費 対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金
- (4) 補助金額 事業①②の対象経費の2分の1以内の額で市長が必要と認めたもの
事業③の対象経費で市長が定める額
- (5) 交付根拠 四国中央市商工会議所及び商工会事業費補助金交付要綱

2 事業実施状況（令和6年度）

(1) 各種施策を活用した事業者支援

【主な活動実績】

- ・決算申告説明会や個別指導
- ・定額減税セミナー
- ・経営計画策定の重要性や有用性についての個別相談会
- ・販路開拓支援の一環としての「Google マップ活用セミナー」
- ・特定創業支援事業

(2) 地域振興事業の推進

【主な活動実績】

- ・商業部会を中心とした「歳末大感謝セール」
- ・青年部による「戦国水鉄砲」
- ・女性部による「イルミネーション事業」

3 収支決算状況（令和6年度）

【収入の部】

（単位：円）

区 分	決 算 額	摘 要
補助金	4,600,000	市補助金
土居町商工会繰入金	4,708,044	
合 計	9,308,044	

【支出の部】

（単位：円）

区 分	決 算 額	摘 要
経改事業指導事業費	3,898,297	
旅費	205,419	
事務費	628,036	コピーカウント料、プロバイダー料、 公用車燃料費、金融審査会費用等
福利環境整備費	2,241,100	
指導事業費	764,182	
商工会等指導環境推進費	0	
研修事業費	59,560	
地域総合振興事業費	5,409,747	
総合振興費	1,289,943	役員研修・会員大会等
商業振興費	300,000	
工業振興費	300,000	
建設業振興費	300,000	
サービス業振興費	300,000	
観光振興費	135,000	土居夏まつり等
地域振興対策費	800,000	
地区運営委員会費	215,800	
労務対策費	246,542	労働保険システム料等
青年・女性対策費	1,000,000	
商工貯蓄共済事業等推進費	0	
情報対策費	465,812	商工会ニュース等
記帳機械化等対策費	56,650	記帳機械化システム利用料
合 計	9,308,044	